

鎌倉市個人情報保護審議 第 8 号

平成15年12月 2日

鎌倉市農業委員会
会長 徳増 昭孝 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

鎌倉市農業委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成15年11月25日付け鎌農委第167号をもって諮問のありました個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分な配慮を願います。

個人情報の提供に際しては、個人情報の秘密の保持、複写の禁止、第三者への提供禁止など、個人情報の保護措置を講ずることはもとより、使用済みの情報については速やかに廃棄するなど、条例の趣旨にのっとり、最大限の注意を払うよう情報提供先に要請されたい。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する記録の名称	提供する理由	提供先	提供予定日
25	農業委員会事務局	農家台帳及び農地台帳作成事務	関谷・城廻地区内の300㎡以上の農地所有者	住所・氏名・年齢・性別・電話番号・所有農地面積と所在地	神奈川県が行うホームファーマー事業推進に当り、借上可能農地を把握すべく、鎌倉市内の農家へアンケート調査を実施するため。	神奈川県（農地課）	平成15年12月